

議案第 29 号

三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

三次市長 福岡誠志

三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する
条例（案）

三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び附則第 3 項中「，知波夜公園」を削る。

別表第 1 知波夜公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。